株式会社八神製作所　ヤガミホームヘルスセンター

居宅介護支援サービスのご紹介（重要事項説明書）

1　サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活がおくれますよう、お客様の心身の状態に応じた、適正な「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2　ヤガミホームヘルスセンター　　居宅介護支援事業所の概要

（1）指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社　八神製作所
代表者氏名	代表取締役　荒木篤志
本社　所在地 電話番号	愛知県名古屋市中区千代田二丁目 16 番 30 号 052-251-6671

（2）利用者に対しての指定居介護支援を実施する事業所について

事　業　所　名	ヤガミホームヘルスセンター名古屋
介護保険指定 事業者番号	2370600195
事業所所在地 電話番号	名古屋市中区千代田 2-16-28 052-251-6670
事業所管理者	管理者　大野栄里子
通常のサービス 提供地域	名古屋市中区、昭和区、東区、名東区、千種区

※　　上記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談下さい。

（3）　運営方針

①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

③事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。

（4）介護支援専門員等の体制

区　　分	常　勤	非常勤	主な職務内容
管　理　者	１名	名	ケアマネージメント業務の総括・代表
介護支援専門員	１名	名	ケアマネージメント業務の企画調整・実施
補 助 職 員	名	名	介護支援専門員の補助、事務補助

（5）営業日・営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日 （定休日：土日祝日、年末年始、６月平日最終日）
営 業 時 間	午前９時～午後５時

（6）課題分析の方式

居宅サービスガイドライン　方式により行います。

3　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

4　居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

付属別紙 2「サービス提供の標準的な流れ」参照

5　介護サービスを受けるにあたっての留意事項

(1)居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間、負担割合等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にご連絡ください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。ただし、申請にあたっては、手続き上お客様の被保険者証等をお預かりすることになります。

(3) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(4)　病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援

専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6　虐待の防止について

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

〇虐待防止に関する責任者…管理者
〇虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
〇虐待の防止のための指針を整備する。
〇従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7　居宅介護支援の内容について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無
①　居宅サービス計画の作成	付属別紙 2 サービス提供の標準的な流れ」を参照下さい	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。
②　居宅サービス事業者との連絡調整		
③　サービス実施状況の把握、評価		
④　利用者状況の把握		
⑤　給付管理		
⑥　要介護認定申請に対する協力、援助		
⑦　相談業務		

8　利用料その他費用について

〇　要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。
〇 ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、一ヶ月につき要介護度に

応じた所定の利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まい（住民票登録先）の市区町村窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援の利用料金（基本料金および加算料金）は以下の通りです。

区分	要介護度	利用料	説明
（Ⅰ）	要介護１・２	12,000 円	介護支援専門員一人当たりの利用者の数が 40 人未満の場合
	要介護３・４・５	15,591 円	
（Ⅱ）	要介護１・２	6,011 円	介護支援専門員一人当たりの利用者の数が 40 人以上の場合において 40 以上 60 人未満の部分
	要介護３・４・５	7,779 円	
（Ⅲ）	要介護１・２	3,602 円	介護支援専門員一人当たりの利用者の数が 40 人以上の場合において 60 人以上の部分
	要介護３・４・５	4,663 円	

【加算料金】…　各々についての要件を満たした場合に算定されます。

加　算	料　金	要　件（抜　粋）
初回加算	3,315 円	新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時 要介護状態区分 2 段階以上変更時の計画策定時
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,762 円	入院時入院先の病院または診療所に入院した日の当日に職員に対して利用者の必要な情報提供をおこなった場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,210 円	入院時入院先の病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に職員に対して利用者の必要な情報提供をおこなった場合
退院・退所加算（Ⅰ）　イ 退院・退所加算（Ⅰ）　ロ 退院・退所加算（Ⅱ）　イ 退院・退所加算（Ⅱ）　ロ 退院・退所加算（Ⅲ）	4,972 円 6,630 円 6,630 円 8,287 円 9,945 円	入院などの期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ　連携 1 回（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外の方法） （Ⅰ）ロ　連携 1 回（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加） （Ⅱ）イ　連携 2 回以上（ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ以外） （Ⅱ）ロ　連携 2 回 （内 1 回以上ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加） （Ⅲ）　連携 3 回以上 （内 1 回以上ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ参加）
通院時情報連携加算	552 円	利用者が病院または診療所に置いて医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身状況や生活状況等の必要な情報の提供をおこなうとともに、医師または歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サ

		ービス計画に記録した場合
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（A）	5,525 円 4,420 円 3,315 円 1,259 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」など厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について 24 時間連絡できる体制を確保。必要に応じて居宅介護支援を行う体制を整備した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、必要に応じて居宅サービスなどの利用調整を行った場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,315 円	指定訪問看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合

(2) 交通費

○ 2(2)における通常のサービス提供区域にお住まいのお客様は無料です。

○ それ以外の地域にお住まいのお客様は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、下記の算定方法に基づく交通費の実費をご負担いただくことになります。

①通常の実施地域を越えた地点から、片道 20km 未満　　１０００円

②通常の実施地域を超えた地点から、片道 20km 以上で 5km 毎に　５００円加算

(3) 解約料

基本的に解約料金は一切料金かかりません。

ただし、利用者がこの契約を申し入れなく解約することにより不測の損害を生じさせる場合には、利用者に対し 8（1）基本料金に準じた料金を請求することがあります。

９　サービスの終了について

○ お客様の都合でサービスを終了する場合

お客様はいつでも解約の申し入れをすることができます。その場合は必ず、1 週間以上の予告期間をもって担当ケアマネジャーへ直接連絡をお願いいたします。予告期間満了日に契約は解除されます。また、他居宅を契約者とする居宅サービス計画作成変更届出書を保険者に届け出た時にも契約解除となります。

この他、当事業者は、お客様がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解除することができます。

○ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスを終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了１ヶ月前までに文書でお客様に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をお客様に提供いたします。

○　自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア　お客様が入院または入所し 3 ヶ月以上経過した場合

イ　お客様の要介護認定区分が非該当（自立または要支援）と認定された場合

ウ　お客様が亡くなった場合

１０　事故・緊急時の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。下記までご連絡ください。

○　電話番号　　０５２―２５１－６６７０

ＦＡＸ番号　０５２－２６２－２９０１

担当　　大野栄里子、山崎由貴

１１　秘密の保持と個人情報の保護について

(1)　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」「個人情報の保護に関する保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに勤めるものとします。

(2)　事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(3)　事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議などにおいて利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(4)　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

１２　記録の整備

指定居宅介護支援事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を完結した日から５年間保存します。

１３　サービス内容に関する苦情

(1)　　お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サー

ビス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応します。

○　電話番号　　０５２－２５１－６６７０
　ＦＡＸ番号　０５２－２６２－２９０１
　担当　　大野栄里子、山崎由貴

（2）お客様は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

○　市町村相談窓口連絡先…052-959-3087（平日 9：00～17：00）
○　国民健康保険団体連合会…052-971-4165（平日 9：00～17：00）
○　運営適正委員会…052-212-5515（平日 9：00～17：00）

（3）苦情処理手順方法

苦情を受付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応する。

①　苦情原因の把握・・・当日又は時間帯によっては翌日
利用者宅に訪問し、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。
サービス提供事業者にかかる事項については、当該事業者から速やかに報告を受ける。

②　検討会の開催
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③　改善の実施
利用者に対し、対応策を説明して同意を得る。
改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。
（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。）

④　解決困難な場合
保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連への連絡も検討する。

⑤　再発防止
同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業者へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

⑥　事故発生時の対応等
事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

１４　その他重要事項

（1）居宅サービス計画の作成を同時になおかつ複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えいただくようお願いします。

（2）等事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである

重要事項説明確認書

年　　月　　日

（事業者）

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地　　名古屋市中区千代田二丁目 16 番 28 号

名称　　ヤガミホームヘルスセンター名古屋

電話番号　　052-251-6670

説明者

（利用者）

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け同意しました。

住所

氏名

電話番号

（代理人）代理人を選任した場合のみ記載。不在の場合は空欄になります

住所

氏名　　利用者様との関係（　　）

電話番号

（立会人又は署名代行人）不在の場合は空欄になります

住所

氏名　　利用者様との関係（　　）

電話番号

※「立会人又は署名代行人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時等に利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

（付属別紙１）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

（1） 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

（2） 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

（付属別紙２）

サービス提供の標準的な流れ

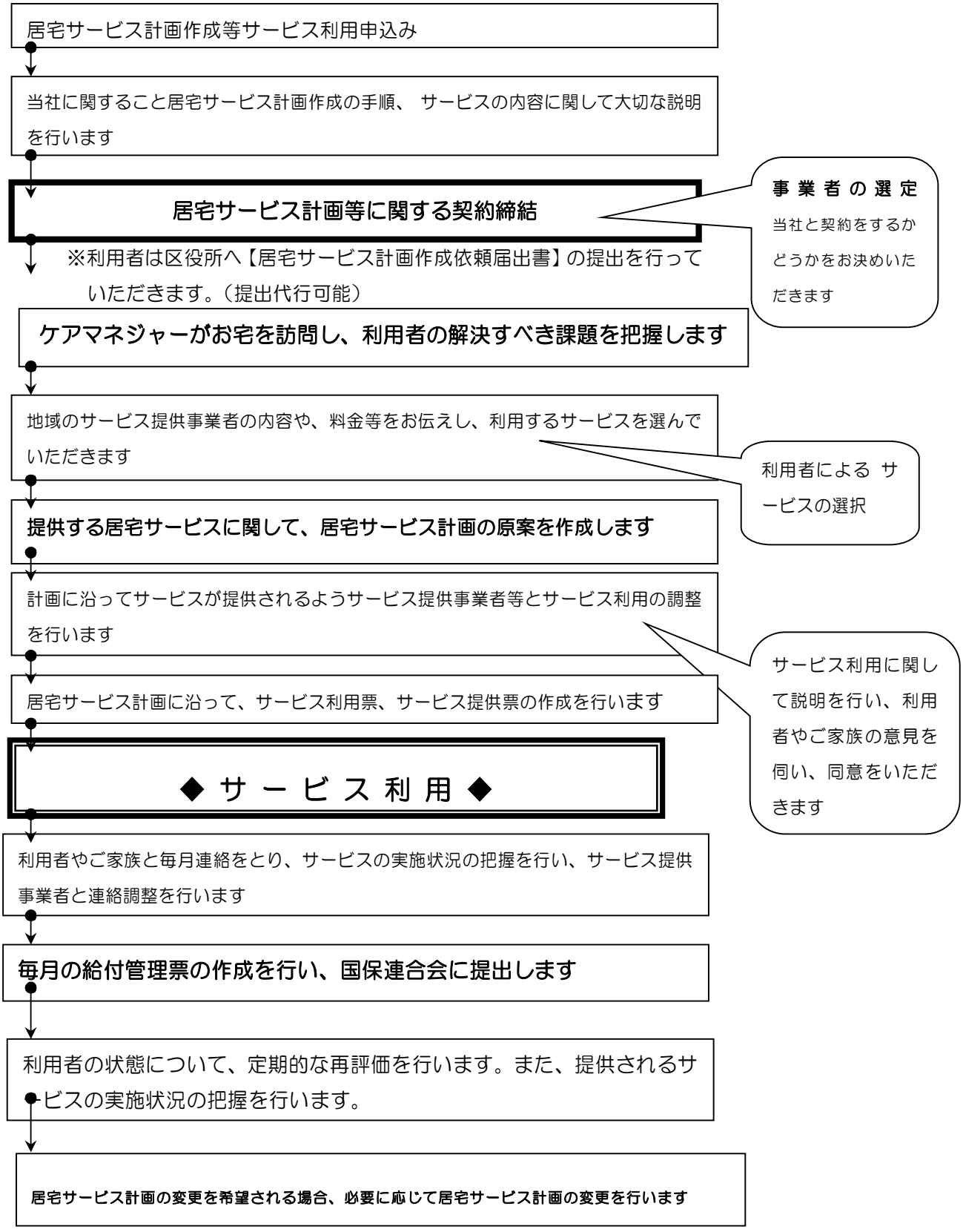

（付属別紙 3）

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（2024 年 3 月～2024 年 8 月）

訪問介護　　53.2%

通所介護　　44.7%

地域密着型通所介護　8.5%

福祉用具貸与　　60.6

②

訪問介護	合同会社シンセリティー（さくら・介護ステーション名古屋中央）32.0%	名古屋市シルバー人材センター（名古屋市シルバー人材センター）24.0%	株式会社あんしんネット21（あんしんネットワーク）24.0%
通所介護	株式会社ジェネラス（デイサービス樂音）28.6%	株式会社楽人大井町（デイサービス楽人大井町）14.3%	社会福祉法人名古屋施設協会（なごやかハウス福原）14.3%
地域密着型通所介護	ドクターコパ株式会社（デイ・フィットネスすぽると今池）37.5%	有限会社ないろファミリー（デイサービスプリエ千種）37.5%	有限会社山花（リハビリハウス庵）25.0%
福祉用具貸与	株式会社八神製作所（ヤガミホームヘルスセンター名古屋）54.4%	パナソニックエイジフリー株式会社（パナソニックエイジフリー名古屋中央）35.1%	株式会社シーケーディー（あいち福祉サポート）10.5%